

Ⅲ 中山間地域活性化対策

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 継続的 農林業 生産体 制整備 促進	(1) 小規模基盤整備支援 中山間地域の狭小な未整備農地を対象とした小規模な基盤整備を促進し、地域の生産体制の整備を図る。 また、遊休農地等を再生し、農地としての活用整備を図る。	補助	【基盤整備】 ＜地区支援型＞ 1,000～50,000千円 (4.5/10以内) ＜やるき農家支援型＞ 1,000～10,000千円 (1/6以内)	ア 土地基盤等整備 イ 遊休農地等活用整備	・市町村 ・農業者(やるき農家支援型のみ) ・農地所有適格法人 ※ ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・土地改良区 ・第3セクター ・中山間地域担い手団体 ※ 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。

採 択 基 準
<ol style="list-style-type: none"> 1 「県単農業農村整備事業」の採択基準に満たないものを対象とする。 2 他の土地基盤整備等の計画を有する地区は除く。 3 遊休農地等活用整備は、遊休農地を中心とした農地の整備を図るものとする。 4 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合に限る。